

○箕面市立障害者自立支援センター条例

制定	平成十八年	九月二九日条例第四五号
改正	平成二十四年	三月二八日条例第二号
	平成二五年	三月二八日条例第六号
	令和元年	十月九日条例第十六号
	令和元年	十二月二十日条例第二八号
	令和四年	三月三十日条例第一六号

(設置)

第一条 障害者の自立を支援し、もって福祉の向上に寄与するため、箕面市立障害者自立支援センター（以下「センター」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
箕面市立あかつき園	箕面市瀬川三丁目三番二一号
箕面市立ワークセンターささゆり	箕面市瀬川三丁目三番二一号

(事業)

第二条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業のうち市長が必要と認める事業
- 二 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第三条 市長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定によりセンターの管理を市長が指定する法人（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 前条の事業の実施に関すること。
- 二 センターの施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 指定管理者は、前項の業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を委託することができる。

(指定管理者の指定手続)

第四条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめセンターの概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他市長が定める事項を公示するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された事業計画書を審査し、次に掲げる基準に該当するものうちから、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができることと認められた者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 センターを利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、サービスの向上を図ることができること。

二 第二条の事業を効率的に実施し、サービス等を総合的に提供できること。

三 センターを適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

(指定管理者の候補者選定の特例)

第五条 市長は、前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないときは、指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により市長が自ら指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。

(変更の届出)

第六条 指定管理者は、その名称、所在地その他市長が定める事項に変更があったときは、十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第七条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 地方自治法第二百四十四条の二第十項に規定する指示に従わないとき。

二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

- 三 第三条第二項の業務を適正に行うことができなくなつたとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理運営上不適切な行為があつたとき。
- 2 市長は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、一切その責を負わない。

(開館時間及び休館日)

第八条 センターの開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

- 一 開館時間 午前九時から午後五時まで
- 二 休館日 次に掲げる日
  - イ 日曜日及び土曜日
  - ロ 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
  - ハ 十二月二十九日から翌年の一月三日まで
- 2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て前項の開館時間及び休館日を変更することができる。

(入館の制限)

- 第八条の二 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を禁じ、又はセンターからの退館を命ずることができる。
- 一 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
  - 二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
  - 三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
  - 四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める者
- 2 指定管理者は、災害等により市がセンターを利用する必要があるとき又はセンターが利用できないと市長が認めるときは、センターへの入館を禁じ、センターから退館させることができる。

(利用料金)

第九条 センターを利用する者は、センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 利用料金は、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める。
- 3 指定管理者は、利用料金を定めたときは、速やかに公表しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

(利用定員)

第十条 センターの利用定員は、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第十一条 指定管理者は、センターの管理運営を行うに際し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 センターの業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(原状回復義務)

第十二条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第七条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第十三条 指定管理者又はセンターを利用する者は、センターの施設、附属設備等を破損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長の承認を得て指定管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

(箕面市立あかつき園条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 箕面市立あかつき園条例(平成十六年箕面市条例第四十四号)

二 箕面市立ワークセンターささゆり条例(平成十六年箕面市条例第四十五号)

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の箕面市立あかつき園条例第四条第四項及び箕面市立ワークセンターささゆり条例第四条第四項の規定によりなされた指定管理者の指定について

は、この条例の相当規定によりなされた指定管理者の指定とみなす。

附 則(平成二四年条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年条例第六号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（令和元年条例第一六号）

（施行期日）

1 この条例は、令和十四年三月三十一日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、第十二条を第十四条とし、第十一条の次に二条を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第一条の規定により新たに設置されるセンターの管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手續その他センターの管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則（令和元年条例第二八号）

この条例は、令和二年一月一日から施行する。

附 則（令和四年条例第一六号）

この条例は、公布の日から施行する。